

平成 25 年 度  
( 2 0 1 3 年度 )

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局



## 平成 25 年度監査結果報告集 目次

### 平成 25 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査等実施状況	1
3 平成 25 年度練馬区監査基本計画	2

### 定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	9
3 定期監査(3)	12
4 定期監査(4)	13
5 定期監査(5)	15
6 定期監査(6)	19
7 定期監査(7)	22
8 定期監査(8)	25
9 定期監査(9)	27
10 定期監査(10)	29

財政援助団体等監査の監査結果	31
----------------	----

例月出納検査結果	37
----------	----

決算等審査結果報告および財政健全化判断比率審査結果(概要)	39
-------------------------------	----

### 行政監査結果

「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況について」	47
---------------------------------	----



# 平成 25 年度監査の概要



## 1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成25年度の監査委員および任期は、つぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚（常勤・代表）  
（平成25年10月21日～平成29年10月20日）

識見を有する者 矢崎 一郎  
（平成23年10月19日～平成27年10月18日）

区議会議員 福沢 剛  
（平成25年6月28日～平成26年6月20日）

区議会議員 内田ひろのり  
（平成25年6月28日～平成26年6月20日）

なお、平成26年6月20日付けで区議会議員の中から新たに選任された監査委員および任期はつぎのとおりである。

区議会議員 田中ひでかつ（平成26年6月20日～在任中）

区議会議員 田代 孝海（平成26年6月20日～在任中）

## 2 監査等実施状況

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

#### ア 対象

88課109施設、工事監査11か所

#### イ 監査結果

指摘事項 なし

意見 5件

### (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### ア 対象団体数 33団体

#### イ 監査結果

指摘事項・意見 なし

### (3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

### (4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、第241条第5項）

ア 決算 6件

イ 基金 2件

- (5) 財政健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
    - ア 実質赤字比率
    - イ 連結実質赤字比率
    - ウ 実質公債費比率
    - エ 将来負担比率
  - (6) 行政監査（地方自治法第199条第2項）  
「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況について」
  - (7) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）  
平成25年度実績なし
- 3 平成25年度練馬区監査基本計画  
3ページ参照



## 平成 25 年度練馬区監査基本計画

### 1 基本的考え方

平成 25 年 1 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる。」とされている。さらに、先行きについては、「再び景気回復へ向かうことが期待される」が、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。」と指摘している。

また、今般編成された練馬区の平成 25 年度一般会計予算案の規模は、2,318 億 5,050 万円となり前年度と比べて 1.9%、42 億 8,666 万円の増となった。その財源をみると、一般財源では特別区財政調整交付金が 2.7%の増となったものの特別区民税は昨今の厳しい経済状況を反映し、9 億 3,207 万円もの減収が見込まれている。特定財源では、特別区債において 11 億 5,400 万円の増となり、今後においても予断を許さぬ厳しい財政運営が予想される。

このような厳しい財政状況に加え、東日本大震災からの復興途上という状況において、区では基本構想に掲げた「練馬区のめざす 10 年後の姿」の着実な実現に向けて、長期計画に定めた施策・事業を絶え間なく推進していくことが求められている。そのためには、現下の社会情勢や多様な区民ニーズを的確に把握し、平成 24 年度から 2 か年にわたり実施されている事務事業の総点検を契機として、一層効率的で効果的な事務執行に努めていく必要がある。

監査委員としては、このような状況を踏まえ、区民目線での行財政運営のチェック機能としての役割を十分果たすために、公正不偏の立場から厳格かつ効果的な監査を実施することが強く期待されている。ついては、平成 25 年度の監査に当たっては、つぎの考え方に立って実施するものとする。

- (1) 長期計画および新たに策定された後期実施計画に掲げた施策・事業の実施に向けて「選択と集中のさらなる徹底」を基本方針とした区政運営に努めるとともに、区民福祉の更なる向上を図る必要があることから、経済性、効率性および有効性の観点から引き続き事務事業および予算執行の十分な検証を行う。特に財産の管理については、動産、不動産を問わずその有効性を重点的に検証する。
- (2) 昨今のコンプライアンスを巡る諸事情を踏まえ、合规性の観点からは、事務執行に当たり区の法令遵守体制が有効に機能しているかに重点を置

いて監査を行う。

- (3) 平成 23 年度行政監査結果を踏まえ、区民利用の情報システムに係る事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているかにも重点をおいて監査を行う。
- (4) 区立施設や区の事業について業務委託や指定管理者制度の適用が一層進められているところから、その業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。
- (5) 事務事業ならびに予算および契約の執行における違法または不適正な事項等は指摘事項として監査結果報告書に記載し改善を求める。指摘事項等の改善状況については所管部等から回答を求め、その内容が事務事業に反映されているかを確認することにより、監査の実効性を高める。
- (6) 監査結果報告およびそれに基づいて措置を講じた旨の通知に係る内容を公表する。併せて、ホームページなどを活用して監査結果等を区民に分かりやすく発信する。

## 2 実施方針

### (1) 定期監査

#### ア 財務等監査（学校等監査を含む。）

区の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証する。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証する。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査を行う。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行う。

このほか、これまでの監査等を通して特に検証すべき事務事業がある場合は、個別項目として取り上げ監査を行う。

#### イ 工事監査

技術面より工事の計画、設計、積算および施工について対象工事が適正に執行されているかについて監査する。

### (2) 行政監査

長期計画、実施計画、各種監査の実施結果や事業の重要性等を踏まえ、時代の要請に即応した区の事務事業を取り上げて実施する。

当該事務事業が経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として、体系的かつ総合的に検証する。

### (3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているかについて監査を行う。また、所管課等においては、指導監督が適切に行われているか、補助金等の交付条件の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われているかについて監査を行う。また、所管課等においては、事業報告書の点検が適切に行われているか、モニタリング制度により指定管理者に定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導が行われているか、施設の安全確保が図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかに十分に留意して監査を行う。

(4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、計数を確認するとともに、現金保管状況を検査する。併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を把握する。

また、支出命令書等の検査を行う。

(5) 決算審査

決算書その他決算関係書類について計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類について基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の的確性やその算定が適切に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

3 執行上の留意点

監査の機能を十分に発揮するため、つぎの点に留意する。

- (1) 事業の内容、内部統制（法令遵守等を促す仕組み）の状況および過去の監査結果等を十分に勘案した実施計画を策定する。
- (2) 効率的・効果的な監査を行うため、監査対象に即した予備調査や事前調査を十分に行う。
- (3) 指摘、意見、要請等を行った事項については、所管課等が行う是正改善を継続的にフォローアップする。

#### 4 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

#### 5 監査の日程

##### (1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む。） 平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月

イ 工事監査 平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月

##### (2) 随時監査 必要に応じて随時

(3) 行政監査 平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月

(4) 財政援助団体等監査 平成 25 年 12 月～平成 26 年 2 月

(5) 例月出納検査 毎月実施

(6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 25 年 7 月～ 8 月

(7) 健全化判断比率審査 平成 25 年 7 月～ 8 月

(8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時

(9) その他の監査 必要に応じて随時

# 定期監査の監査結果



## 平成 25 年度定期監査( 1 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 1 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強前監査委員および山田哲丸前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 4 月 16 日から同年 5 月 7 日までの間において実日数 8 日間

##### (2) 監査の方針

平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続きは適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)に加え、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針

(平成22年1月27日付け21練総経第1029号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成24年6月26日付け24練総経第261号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔危機管理室〕男女共同参画の視点による災害対策の推進について

イ〔総務部〕自己啓発助成について

(4) 監査対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 財政課

ウ 危機管理室

(ア) 防災課

(イ) 震災対策担当課

(ウ) 安全・安心担当課

エ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 技術監理調整課

(ウ) 国際・都市交流課

(エ) 文書法務課

(オ) 情報公開課

(カ) 職員課

(キ) 人材育成課

(ク) 経理用地課

(ケ) 人権・男女共同参画課

(コ) 施設管理課

オ 会計管理室

カ 選挙管理委員会事務局

キ 監査事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。



## 平成 25 年度定期監査( 2 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 2 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強前監査委員および山田哲丸前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 5 月 8 日から同月 31 日までの間において実日数 12 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)

に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔教育振興部〕学校安全安心ボランティア事業について

イ〔こども家庭部〕ジュニアリーダーの活用について

#### (4) 監査対象部課等

##### ア 教育委員会事務局教育振興部

(ア) 教育総務課

(イ) 教育企画課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

(カ) 総合教育センター（以下の施設を含む。）

・光が丘教育相談室

(キ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）

・小竹図書館

##### イ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）

・学童クラブ 7 か所

豊玉、石神井町、光が丘どんぐり、光が丘すみれ、豊玉小、石神井西小、大泉第二小

(イ) 保育課（以下の施設を含む。）

・保育園 13 園

東大泉、関町、桜台、谷原、上石神井第二、南田中、貫井、南田中第二、氷川台、上石神井第三、豊玉第三、桜台第二、豊玉第四

(ウ) 保育計画調整課

(エ) 青少年課

(オ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）

・貫井子ども家庭支援センター

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、児童手当認定審査の事務処理について不適正な事例がみられたので指

導した。

### 3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

#### 学校安全安心ボランティア事業の取組について

本区教育委員会では、区立小学校の安全対策として、保護者や地域住民が来校者への声かけなどを行うことで、授業時間中の児童の安全を高める「学校安全安心ボランティア事業」を実施している。

本事業は、平成 16 年度から、全区立小学校で実施しており、授業中における来校者の受付、ふれあい給食（ボランティアが児童と一緒に給食を食べるもの）などにより、児童と地域住民との交流を推進することを目的としている。

ボランティアは、PTA、町会・自治会、青少年育成地区委員会などの協力により、平成 25 年 3 月末現在、合計 3,769 名の登録が行われており、ここ数年は同程度の人数で推移している。しかしながら、その活動日数は、1 か月の活動日数の平均（8 月およびボランティアの募集時期の 4 月は除く。）が月 20 日以上のある学校から活動実績のない学校までと、各小学校間での平準化が図られていない状況にある。

このため、全区立小学校の授業日数の合計に占める全区立小学校の活動日数の合計の割合は、事業目標の 8 割に対し、6 割程度にとどまっている。

本事業は、平成 16 年度の事業開始から 10 年目を迎えた。この節目の時期を機に、活動内容や課題事項など本事業の検証を行い、地域住民の知識および力を生かして、学校安全対策および児童と地域住民との交流がより高められることを期待する。

## 平成 25 年度定期監査( 3 )(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 3 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 5 月 17 日から同年 7 月 4 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書を作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 施工は図面、特記・標準仕様書等に基づき適切に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 路面改良工事(その 11) [練馬区石神井台四丁目・八丁目地内]

イ 道路整備工事(北町 6 号線) [練馬区北町一丁目・二丁目地内]

ウ 練馬区荒川河川敷野球場整備工事 [埼玉県朝霞市下内間木地先]

##### (5) 監査対象部課

区民生活事業本部地域文化部スポーツ振興課

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課

環境まちづくり事業本部土木部道路公園課、計画課

#### 2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 25 年度定期監査( 4 )(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 4 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 8 月 19 日から同年 9 月 5 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 25 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校・夏休み工事の中で、設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童生徒・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 練馬区立大泉西小学校校舎および屋内運動場棟屋上防水・外壁改修工事  
練馬区立大泉西小学校校舎および屋内運動場棟屋上防水・外壁改修機械  
設備工事

[ 練馬区西大泉四丁目 25 番 1 号 ]

イ 練馬区立北町中学校屋上防水および外壁改修工事

練馬区立北町中学校屋上防水および外壁改修機械設備工事

[ 練馬区北町三丁目 1 番 34 号 ]

##### (5) 監査対象部課

総務部施設管理課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

- 2 監査の結果  
適正に行われていた。

## 平成 25 年度定期監査( 5 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 5 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 8 月 22 日から同年 9 月 2 日までの間において実日数 8 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)に加え、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針(平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経

第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔福祉部〕高齢者お困りごと支援事業について

イ〔健康部〕狂犬病予防注射事業について

(4) 監査対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課

(イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・敬老館 3 館

南田中、東大泉、石神井台

(ウ) 介護保険課

(エ) 障害者施策推進課（以下の施設を含む。）

・福祉園 2 園

氷川台、大泉学園町

(オ) 障害者サービス調整担当課

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 関保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。



(1) 高齢者お困りごと支援事業の利用の拡充について

区では、75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図るため、平成22年度から高齢者お困りごと支援事業を開始した。

本事業は、練馬区シルバー人材センターの会員が、シルバーサポーターとして利用申込みのあった家庭に伺い、電球・蛍光灯の交換や軽易な庭の掃除・除草など1時間以内に行うことができる支援を行っており、利用者は、1回の利用につき500円を負担している。

事業開始以降、区では、支援事業の年間利用回数の拡充や作業内容の追加を含めた事業内容の改善を図ることで、平成24年度の年間利用件数は、282件に達した。一方で、24年度決算額313千円と事業開始当初の予算規模(22年度1,412千円)とを比較すると、その実績は必ずしも好調に推移しているとは言い難い。

今後、支援事業の周知の強化や事業内容の再構築も視野に入れた利用の拡充を図ることで、利用者がより安心した日常生活を送ることができるとともに、元気高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めることのできる環境整備が一層図られることを期待する。

(2) 生活保護受給者からの預り金品の適正な管理について

監査の実施期間後ではあるが、光が丘総合福祉事務所が保管していた生活保護受給者からの預り金品について、平成25年9月10日に紛失が判明したことが区ホームページで公表された。

預り金品とは、生活保護受給者自身が金銭管理を行うことが困難な場合に、支援の一環としてやむを得ず受給者の金品を本人同意のもと福祉事務所で預かっているものであり、公金に準じたものではあるが、練馬区会計事務規則(昭和39年9月練馬区規則第3号)の適用を受けない。

公表および監査の実施期間後に実施した所管課へのヒアリングの結果、当該預り金品は、手提げ金庫に収納し、業務時間外は事務所内の大金庫に保管しており、業務時間中は手提げ金庫を事務室内に置いていた。また、金銭の相手方への支払は複数の職員で確認し出納簿への記載を行っていたものの、手提げ金庫からの出し入れは職員が一人で行っていたことを確認した。

区では、預り金品の紛失事故等を受け、公金に位置付けられないいわゆる準公金についての統一的な管理基準として、平成25年11月21日に練馬区準公金管理ガイドラインを策定したところである。

については、総合福祉事務所では取り扱う当該預り金品についても、事故の再発防止と区政の信頼回復に向け、当該ガイドラインおよびマニュアル等事務

処理要領に基づいた適正な管理について、組織を挙げて取り組まれない。

(3) 狂犬病予防注射の接種率の拡大について

厚生労働省のホームページによれば、狂犬病は、発症後の有効な治療法はなく、現在日本では発生はないものの、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威にさらされているとしている。狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）では、生後 91 日以上の子犬の所有者については、飼い犬の登録を義務付けるとともに、毎年 1 回、狂犬病の予防注射を飼い犬に受けさせ、注射済証の交付を受けることが義務付けられている。また、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）では、予防注射の時期は、4 月から 6 月までの間とされている。

区の畜犬登録数に対する予防注射の接種率は、年 1 回の接種が義務付けられた昭和 60 年当時が 9 割を超えていたのに対し、近年は 7 割を下回っている。また、区では練馬区獣医師会と協力して、毎年 4 月上旬の月曜日から木曜日までの連続する 4 日間、区立公園等 26 か所において狂犬病予防注射を実施しているが、この集合注射を受ける畜犬の割合は約 2 割強であり、こちらも逡減傾向にある。現在の集合注射は、平日の各会場 2 時間のみに限られることから、区民にとっては必ずしも利用しやすい環境とは言えない。

については、予防注射事業の啓発強化や、動物病院の活用も含めた区民にとって利用しやすい環境を整えることで、狂犬病予防注射の接種率の拡大が図られることを期待する。

## 平成 25 年度定期監査( 6 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 6 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費(政務調査費)の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 10 月 16 日から同年 11 月 8 日までの間において実日数 14 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)

に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔区民部〕ICT 利用による公金納付方法の拡充策について

イ〔産業経済部〕農作業ヘルパー・援農ボランティアについて

(4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 4 か所

練馬、光が丘、石神井、大泉

・出張所 13 か所

桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 区民サービス担当課

(エ) 税務課

(オ) 収納課

(カ) 国保年金課

イ 区民生活事業本部産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 区民生活事業本部地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 5 館

桜台、北町、東大泉、西大泉、春日町南

・地域集会所 13 か所

大泉学園町、三原台、北町、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町

・学童クラブ 2 か所

桜台地区区民館、東大泉地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

・生涯学習センター

・美術館

- (ウ) スポーツ振興課
- エ 農業委員会事務局
- オ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- カ 議会事務局

- 2 監査の結果  
適正に行われていた。

## 平成 25 年度定期監査( 7 )監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 7 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 11 月 11 日から同月 26 日までの間において実日数 7 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。

また、学校給食費等の学校徴収金について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づいた点検および監査が行われているかに十分留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程(平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号)」、「練馬区立学校文書管理規程(平成 11 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号)」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、校長、副校長および事務担当者が、毎月(または長期休業前)ごとに通帳および現金出納簿の点検を行っているか。また、会計監査は、学校徴収金を担当していない職員の中から複数名選任されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

- ・ 小学校16校 小竹、豊玉第二、豊玉東、開進第二、開進第四、北町西、田柄、春日、光和、関町北、大泉第三、大泉第四、大泉南、大泉学園緑、泉新、八坂
- ・ 中学校10校 旭丘、豊玉、開進第四、北町、光が丘第二、光が丘第三、石神井、上石神井、大泉北、八坂
- ・ 幼稚園 1 園 光が丘むらさき

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・ 小学校内学童クラブ 11 か所  
豊玉第二、開進第二、開進第四（2 か所）、北町西、田柄（2 か所）、春日、大泉第三、泉新、八坂

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

区立学校における学校徴収金事故の再発防止について

区立学校では、給食費、教材費をはじめとする多額の公金以外の会計事務を取り扱っているところである。区教育委員会では、平成 21 年に「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成 21 年 3 月 31 日 20 練教学庶第 2927 号）」を策定し、給食費や教材費をはじめとした学校徴収金については、公金に準じた事案の決定、契約および会計処理を行うとともに、保護者から現金を預かる場合には細心の注意を払ってこれを管理しなければならないこととした。さらに、平成 22 年 4 月には、「学校徴収金取扱いの手引」を作成し、学校徴収金の適正かつ効率的な運用と会計事故の防止に取り組んできた。

しかしながら、一部の区立学校において、平成 25 年 5 月に教材費として集金した 54 万円の紛失が判明したり、同年 8 月には非常勤の事務職員が 4 年間にわたり給食費 1,082 万円を着服したことが判明したりする会計事故が相次いで発生した。これまでも、区立学校の定期監査においては、学校徴収金の管理の一部に適切さを欠く事例が見受けられていたところであるが、今年度においても、領収書の保管が不十分、出納帳が未作成、出納帳の記帳が不十分な事例などが見受けられ、これらの事例が相まって、会計事故が発生したことを確認した。

区では、学校徴収金の会計事故等を受け、公金に位置付けられないいわゆる準公金についての統一的な管理基準として、平成 25 年 11 月 21 日に「練

馬区準公金管理ガイドライン」を策定した。本ガイドラインでは、準公金を管理する者は、当該準公金の管理に関するマニュアル等事務処理要領を作成し、適正に運用することとされた。また、準公金管理統括責任者として教育振興部長、準公金管理責任者として学校長、準公金管理担当者として副校長が定められた。

については、区立学校で取り扱う学校徴収金については、区教育委員会と区立学校が一体となって、本ガイドラインに基づいた管理の適正化を図ることにより、事故の再発防止と区政の信頼回復に向けた取組が行われることを期待する。



## 平成 25 年度定期監査( 8 )(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 8 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 11 月 28 日から平成 26 年 1 月 15 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 25 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続の遵守および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 周辺区民の安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督(監理)は適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 鉄道附属街路整備工事(鉄池付 16・17 号線)

[練馬区石神井町一丁目から七丁目地内]

イ 街路新設(街築・舗装)工事(補助 232 - 期交通広場)

[練馬区石神井町三丁目地内]

ウ 街路築造および整地工事(24 区画整理その 3)

[練馬区土支田二丁目地内]

エ 練馬区立石神井松の風文化公園整備工事

[練馬区石神井台一丁目 33 番]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課

区民生活事業本部地域文化部スポーツ振興課

環境まちづくり事業本部土木部道路公園課

環境まちづくり事業本部土木部計画課

環境まちづくり事業本部土木部特定道路課

環境まちづくり事業本部土木部土支田中央区画整理課

環境まちづくり事業本部土木部土支田中央区画整理工事担当課

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 25 年度定期監査( 9 )(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 9 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 12 月 6 日から平成 26 年 2 月 6 日までの間において実日数 4 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 25 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民の安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督(監理)は、適切に行われているか。

##### (4) 監査対象工事

ア 練馬区立谷原小学校校舎等改築工事(第三期)

練馬区立谷原小学校校舎等改築機械設備工事(第三期)

練馬区立谷原小学校校舎等改築電気設備工事(第三期)

練馬区立谷原小学校太陽光発電設備工事

練馬区立谷原小学校校舎等改築工事監理等業務委託(第三期)

[練馬区谷原二丁目 9 番 26 号]

イ 練馬区立学校教育支援センター等改修工事

練馬区立学校教育支援センター等改修機械設備工事

練馬区立学校教育支援センター等改修電気設備工事

練馬区立学校教育支援センター等改修工事監理等業務委託

[練馬区光が丘六丁目4番1号]

(5) 監査対象部課

危機管理室震災対策担当課

総務部施設管理課

健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

教育委員会事務局教育振興部総合教育センター

2 監査の結果

適正に行われていた。

## 平成 25 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 10 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)に加え、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針(平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経

第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔環境部〕保護樹木等の調査および管理事業について

イ〔土木部〕公園改修事業について

(4) 監査対象部課等

ア 環境まちづくり事業本部環境部

- (ア) 経営課
- (イ) 環境課
- (ウ) みどり推進課
- (エ) 清掃リサイクル課
- (オ) 練馬清掃事務所
- (カ) 石神井清掃事務所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む）
  - ・西部土木出張所、大泉学園町材料置場
  - ・東部公園管理事務所、春の風公園
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。

# 財政援助団体等監査の監査結果





## 平成 25 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定により、平成 25 年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 12 月 10 日から平成 26 年 2 月 7 日までの間において実日数 12 日間

##### (2) 監査の方針と視点

平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、以下の方針により実施した。

ア 財政援助団体(補助団体)、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課等の指導監督が適切に行われているか、補助金等の交付条件の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかを主眼として実施した。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われているか、所管課等の事業報告書の点検が適切に行われているか、モニタリング制度により指定管理者に定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導が行われているか、施設の安全確保が図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているかを主眼として実施した。

なお、この監査の実施に当たっては、平成 22 年度行政監査「補助金の交付事務について」の監査結果およびこれまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

##### (ア) 財政援助団体(補助団体)

###### 【団体関係】

ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類

の整備、保存は適切か。

o) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

**【所管課関係】**

ア) 補助金交付要綱は整備されているか。

イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。

ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ) 補助金等の効果は確認されているか。

カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。

ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

**(イ) 出資団体**

**【団体関係】**

ア) 定款ならびに経理規程等諸規程は整備されているか。

イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ) 会計経理および財産管理は適切か。

カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

**【所管課関係】**

ア) 出資目的および出資金額等は妥当か。

イ) 出資金等の支出手続は適正か。

ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

**(ウ) 指定管理者**

**【団体関係】**

ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。

イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ) 事業報告書は適正に作成されているか。

(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)

- オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- キ) 施設管理運営のノウハウを区側も共有する仕組みを構築しているか。
- ク) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 監査対象団体

別表「平成 25 年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 25 年度財政援助団体等監査実施団体

別表

実施日	団体名（施設名）
12月10日 （火）	〔軽井沢少年自然の家（ベルデ軽井沢）〕 軽井沢フード株式会社 《指定管理者管理業務費》

実施日	団体名（施設名）	団体名（施設名）
1月20日 （月）	〔おひさま保育園練馬駅前園〕 株式会社おひさま 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔ビーフェア子ども愛々保育園武蔵関〕 ビーフェア株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月21日 （火）	〔高野台敬老館〕 生活協同組合・東京高齢協 《指定管理者管理業務費》	〔北町福祉作業所〕 社会福祉法人武蔵野会 《指定管理者管理業務費》
	〔保育所まあむ中村橋駅前園〕 株式会社WITH 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔石神井プチ・クレイシュ〕 株式会社こどもの森 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月22日 （水）	〔しらゆり荘(知的障害者生活寮)〕 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》	〔貫井福祉園〕 〔貫井福祉工房〕 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》
	〔マミーナ中村橋〕 アートチャイルドケア株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔きららっこ石神井公園保育園〕 有限会社UP 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月23日 （木）	〔社会福祉法人練馬区社会福祉協議会〕 【補助金】	
1月27日 （月）	〔ビジョンランド練馬高野台〕 ビジョンハーツ株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔ベビーステーション大泉学園〕 有限会社ベビーステーション 【運営費補助金（認証保育所経費）】
	〔練馬区土地開発公社〕 【出捐金】	〔公益財団法人練馬区障害者就労促進協会〕 【出捐金】 【補助金】
1月28日 （火）	〔未来・ねりま幼児教室とことこ〕 社会福祉法人未来・ねりま 【心身障害児(者)通所訓練事業運営費補助金】	〔豊玉リサイクルセンター 外2所〕 練馬区立リサイクルセンタープロジェクト 《指定管理者管理業務費》
	〔保育ルームフェリーチェ練馬中村橋園〕 株式会社アルコバレーノ 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔エンゼルベア・ナーサリー上石神井〕 株式会社ワコム 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月29日 （水）	〔あかねの会就労支援室〕 社会福祉法人あかねの会 【障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】	〔関区民ホール〕 〔関高齢者センター〕 社会福祉法人泉陽会 《指定管理者管理業務費》
	〔チェリーチャイルド保育園〕 株式会社Sai 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔ピノキオ幼児舎練馬高野台園〕 株式会社ピノコーポレーション 【運営費補助金（認証保育所経費）】

実施日	団体名（施設名）	団体名（施設名）
1月30日 （木）	〔アンミッコ保育園〕 株式会社アンミッコ 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔さつき保育園練馬ルーム〕 フミ・コーポレーション株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】
	〔一般財団法人練馬みどりの機構〕 【出捐金】 【補助金】	
1月31日 （金）	〔光が丘体育館 外3所〕 オーエンス・NTTファシリティーズグループ 《指定管理者管理業務費》	
	〔ねりま事業所〕 社会福祉法人未来・ねりま 【障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】	〔つくりっこの家クラブハウス〕 社会福祉法人つくりっこの家 【障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】
2月7日 （金）	〔春日町図書館〕 株式会社ヴィアックス 《指定管理者管理業務費》	〔上石神井体育館 外3所〕 毎日・首都圏・練馬共同事業体 《指定管理者管理業務費》
	〔江古田駅整備株式会社〕 【出捐金】	

公認会計士による事前調査

実施日	団体名（施設名）
1月16日 （木）	〔関区民ホール〕 〔関高齢者センター〕 社会福祉法人泉陽会 《指定管理者管理業務費》
1月23日 （木）	〔一般財団法人練馬みどりの機構〕 【出捐金】 【補助金】



# 例月出納検査結果





地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

#### 1 検査年月日

- (1) 平成 25 年 5 月 27 日 (平成 25 年 4 月分)
- (2) 平成 25 年 6 月 27 日 (平成 25 年 5 月分)
- (3) 平成 25 年 7 月 26 日 (平成 25 年 6 月分)
- (4) 平成 25 年 8 月 21 日 (平成 25 年 7 月分)
- (5) 平成 25 年 9 月 20 日 (平成 25 年 8 月分)
- (6) 平成 25 年 10 月 25 日 (平成 25 年 9 月分)
- (7) 平成 25 年 11 月 25 日 (平成 25 年 10 月分)
- (8) 平成 25 年 12 月 25 日 (平成 25 年 11 月分)
- (9) 平成 26 年 1 月 24 日 (平成 25 年 12 月分)
- (10) 平成 26 年 2 月 21 日 (平成 26 年 1 月分)
- (11) 平成 26 年 3 月 25 日 (平成 26 年 2 月分)
- (12) 平成 26 年 4 月 25 日 (平成 26 年 3 月分)

#### 2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

#### 3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

#### 4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金明細書等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。



決算等審査結果報告および  
財政健全化判断比率審査結果(概要)



平成24年度決算等審査結果報告および  
財政健全化判断比率審査結果報告(概要)

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査結果

- ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。
- エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。

(2) 総括意見

【効率的な予算執行と区民福祉の向上】

平成24年度予算は、基本構想に掲げた「練馬区のめざす10年後の姿」の実現に向けて、新たな区政経営への取組を一層推進するとともに、長期計画に定めた施策・事業を精力的に推進することにより区民福祉のさらなる向上を図るため、前年度に引き続き「選択と集中」を基本方針として、つぎの点に留意し編成された。

- ア 長期計画の実現に向けて、事業を着実に推進する予算となるよう、必要経費、スケジュールおよび実施体制等を精査し工夫すること。
- イ 事業の実施にあたっては、既存の特定財源にのみとられることなくきめ細かく財源確保を行うこと。また、歳入の減少がある場合には、それに応じた事業の縮小・廃止を原則とすること。
- ウ 職員一人ひとりが限りある貴重な財源を細大漏らさず無駄なく活用するという意識を持ち、事業の必要性、有効性をつぶさに検証し、ゼロベースで事業の見直しを行うこと。

平成24年度予算に基づき執行された主な事業の実績はつぎのとおりである。「子ども分野」では、保育所待機児童解消事業、放課後子どもプラン推進事業などに取り組んだ。「健康と福祉分野」では、高齢者施設

整備拡充事業、就労サポート事業、こども発達支援センター整備事業などに取り組んだ。「区民生活と産業分野」では、こどもと本のひろば整備事業、文化芸術振興・多文化共生支援施設整備事業、震災対策事業などに取り組んだ。「環境とまちづくり分野」では、大泉学園駅北口地区市街地再開発事業、地球温暖化対策推進事業、建築物の耐震化促進事業などに取り組んだ。

それぞれの事務事業は、予算編成の基本方針に沿い、計画的・効率的に執行され、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価できる。

今後とも、限られた財源を優先度の高い事業に効果的に配分するとともに、職員一人ひとりが高いコスト意識を持つことにより、区民本位の効率的で質の高い区政経営に努め、区民福祉の一層の向上に取り組まれない。

#### 【財政の状況】

平成24年度の練馬区普通会計決算は、歳入2,280億7,284万円、歳出2,225億8,990万円となり、形式収支54億8,294万円から繰越財源を除いた実質収支は48億6,946万円の黒字となったものの、単年度収支では3,105万円の赤字となった。

歳入のうち特定財源は、生活保護費に係る国庫支出金や基金繰入金の増などにより前年度を上回った。一般財源も、主要財源である特別区税において、特別区民税が扶養控除の見直しなどにより4年ぶりの増となったこと、特別区財政調整交付金が3年続けての増となったことなどから前年度を上回った。景気の先行きが不透明ななか、基幹財源である特別区民税や特別区財政調整交付金の動向を引き続き注視していく必要がある。

歳出においては、再開発事業推進経費や、街路新設改良費の増などにより投資的経費が3年ぶりに増加した。人件費および公債費は減少しているものの、生活保護法にもとづく保護費や、私立保育所運営経費の増などにより扶助費が増加したことなどから義務的経費も増加した。扶助費は年々増加傾向にあり、義務的経費総額を引き上げる要因となっている。厳しい経済情勢のなか、義務的経費の一層の縮減を図り、さらなる財政の健全化に努めていく必要がある。

財政指標の面から区の財政状況を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、前年度を0.3ポイント上回って過去最高の89.8%となった。4年続けて適正水準（70～80%）を超え、平成20年度の79.2%と比較すると10.6ポイント増加した。同じく弾力性を示す「公債費比率」は、前年度を0.5ポイント下回り7.0%となった。財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」は前年度を0.1ポイント上回る3.3%となった。

以上のことから、「実質収支比率」、「公債費比率」ともに一般的に望ましいといわれる水準であるものの、「経常収支比率」は依然として適正水準を超え、財政の硬直化がさらに進んでいる。

平成25年2月発行の「練馬区施設白書」では、27年度から36年度までの今後10年間の施設の改修改築費用と、26年度までに改修周期を迎えていて改修ができていない施設の費用の合計は、平均すると年間約210億円になると試算している。一方、一般財源から経常経費充当分を除いた額は、18年度には約398億円あったものが、23年度には半分以下の約153億円となり、この全てを施設の改修改築費用に充てても年間で約60億円の不足が生じることになる。何らかの対策を講じなければ、新たな区民ニーズに対応した施策や事業を展開する余力が減少していき、次世代に大きな負担を残すことになりかねない、としている。

財政の健全性を維持、向上していくため、きめ細かく財源確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を推進するなかで、将来を見据え、なお一層効果的・効率的な財政運営に取り組まれない。

#### 【持続可能な財政運営を行っていくために】

区は、平成23年12月に策定した「練馬区行政改革推進プラン（平成23年度～平成26年度）」の中で、財政基盤の一層の強化を基本的考え方の一つとして掲げ、これに取り組んでいる。自治体における財政力を表す指標である「財政力指数」は0.45と前年度を0.02ポイント下回り、一般財源は過去最高水準であった19年度決算額1,582億円に比べ、約100億円の減収となっている。区を取り巻く経済情勢が不透明ななか、財政基盤を強化するためには、歳入の確保と歳出の適正配分が不可欠である。

歳入の面では、特別区財政調整交付金と並び基幹財源である特別区民

税の確保が重要である。平成24年度は扶養控除の見直しの影響などから、前年度と比較し9億円の増収となり、収入率（対調定）も92.0%と前年度を0.1ポイント上回った。これまでも、コンビニ収納や嘱託収納員、「モバイルレジ」を使った納付方法を導入し、収入率の維持、向上を図ってきているところであるが、引き続き滞納整理の強化も含めてさらなる税収の確保に努められたい。

歳出の面では、「練馬区行政改革推進プラン（平成23年度～平成26年度）」による職員数削減計画（平成23年4月現在の職員数を基準として、27年度当初までに250人の削減）においては、25年4月1日現在の削減数が197人であり、円滑に推進している状況にある。今後も、職員数の適正化に取り組むなど、義務的経費の縮減に努められたい。

平成25年2月発行の「財政白書」では、最終章に「持続可能な財政運営のために」を設け、区はこれまで以上に、限られた財源を効果的・効率的に最大限に活用し、持続可能な財政運営を目指していくとしている。

将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するとともに、多様な行政課題に的確に対応していくため、引き続き「選択と集中のさらなる徹底」を基本に、職員が一丸となって財政基盤の一層の強化に向け積極的な取組を行うことを期待する。

### (3) 個別意見

#### 【不用額への取組について】

平成24年度の一般会計不用額は78億4,888万円、特別会計不用額は27億4,619万円で、合計で105億9,507万円となった。前年度と比較し9億6,902万円、10.1%の増となり、4年ぶりに増加に転じ、予算現額に対して占める割合も2.9%と、前年度を0.1ポイント上回った。

このうち、一般会計不用額は前年度と比較し7億850万円、9.9%の増となっている。構成比を事業本部等別で見ると、区民生活事業本部が40.1%、健康福祉事業本部が20.5%、環境まちづくり事業本部が11.2%、教育委員会が20.1%、事業本部に属しない部等が8.1%であった。

多額な不用額は、財源の配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や区民サービスの十分な提供を妨げる要因となる可能性がある。不用額が発生した事業本部等においては、その原因を分析し、今後の予算見積りに十



分生かすとともに、計画的な予算執行と進行管理に努められたい。中でも区民生活事業本部にあっては、4年続けて不用額の構成比が増加していた。特に、国民健康保険事業会計繰出金においては、平成24年度第4号補正予算で13億2,723万円の減額補正を行ったものの、前年度を上回る25億7,485万円（前年度19億818万円）もの不用額を生じさせた。これは、3年続けての増加であり、21年度の11億2,832万円と比較すると約2.3倍となっている。また、この不用額だけで一般会計歳出決算第3款区民費の予算現額の11.9%（前年度9.2%）を占めている。予算の積算に当たっては、的確な調査分析を行い、多額の不用額が生じることがないよう十分精査されたい。

#### 【予算の流用について】

一般会計における予算の流用のうち、増加分は5,794万円（前年度1億1,345万円）、予算現額に対する割合は0.02%で、前年度を0.03ポイント下回り、4年続けて減となった。引き続き、適正な予算執行に努められたい。

#### 【補助金交付事務の適正な執行について】

区が交付する補助金は、その原資が税金その他貴重な財源で賄われることから、公正かつ適正に執行されることが求められる。しかしながら、これまでの定期監査や財政援助団体等監査において、所管課による実績報告書等の確認が不十分な事例が見られた。

また、先般、補助金の不正請求が行われた事案が判明した。区では、平成25年7月29日付け「補助金交付事務の適正な事業執行について」により、このような事案は区民に不信感を抱かせ、区政に対する区民の信頼を揺るがすものであるとし、今後、公正かつ適正な補助金の交付事務に取り組むよう依命通達を発したところである。

各組織においては、今回の事案を教訓とし、チェックリストによる履行確認や、実績報告書における添付書類の提出の徹底などに留意し、補助金交付事務の適正な執行に取り組まれたい。

#### 【特別会計について】

国民健康保険事業会計においては、保険料の収納率は3年続けて上昇した。現年分は0.7ポイント増の86.7%、滞納繰越分は1.0ポイント増の

35.2%、合計収納率は1.6ポイント増の77.0%となった。引き続き、適切な債権管理とさらなる収納率の向上に努められたい。なお、予算の積算に当たっては、過大な見積りとならないよう十分精査されたい。

介護保険会計においては、保険料の収納率は、現年分が0.1ポイント減の97.6%、滞納繰越分が0.1ポイント減の13.2%で、いずれも前年度を下回った。適切な債権管理に努められたい。

後期高齢者医療会計においては、保険料の収納率は、現年分が98.9%と高水準であるものの0.1ポイントの減、滞納繰越分が1.5ポイント減の47.5%で、いずれも前年度を下回った。適切な債権管理に努められたい。

公共駐車場会計については引き続き適正な執行に努められたい。

#### 【財産の管理と運用について】

定期監査等において、活用が不十分な物品がみられた。財産は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されるように努められたい。

#### 【基金の運用状況について】

基金については、引き続き適正な運用を行うとともに、さらに有効な運用に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率の審査結果について

### (1) 審査結果

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率 (単位 %)

	平成 24 年度	平成 23 年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	0.4	0.3	25.0
将来負担比率			350.0

(注) 1 「-」の記載は、実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

### (2) 審査意見

#### ア 実質赤字比率

平成24年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成24年度の数値は 3.25%で、前年度 3.20%より 0.05ポイント改善しており、早期健全化基準の11.25%を大きく下回り、良好である。

#### イ 連結実質赤字比率

平成24年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成24年度の数値は 3.72%で、前年度 3.67%より 0.05ポイント改善しており、早期健全化基準の16.25%を大きく下回り、良好である。

#### ウ 実質公債費比率

平成24年度の実質公債費比率は、0.4%となっており、前年度 0.3%より0.7ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を大きく下回り、良好である。

#### エ 将来負担比率

平成24年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が

超過していることから「 - 」表示となっている。

ちなみに、平成24年度の数値は 85.9%で、前年度 84.4%より1.5ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、良好である。

以上のとおり、平成24年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかしながら、決算審査において述べたとおり、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」が4年続けて適正水準を超えるとともに、過去最高の89.8%となり、財政の硬直化がさらに進んでいる。区を取り巻く経済情勢が不透明ななか、「練馬区施設白書」で述べられているように、今後、施設の改修改築に要する経費の増大が見込まれ、区の財政状況は厳しい状態が続くと予想される。このような状況を踏まえ、将来的な財政負担についてなお一層留意し、健全な財政運営に努められたい。

# 行政監查結果



平成 2 5 年 度  
( 2 0 1 3 年 度 )

## 行 政 監 査 結 果 報 告

「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の  
実施状況について」

平 成 2 6 年 3 月  
練 馬 区 監 査 委 員





## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	防火管理者の選任	1
5	消防計画の作成	2
6	訓練の実施	2
7	監査対象および範囲	2
8	監査方法	4
(1)	課題等説明	4
(2)	アンケート調査	4
9	監査実施期間	5
10	監査の視点	5
第 2	監査結果	5
1	施設の概要について	6
2	防火管理者について	7
(1)	防火管理者の設置	7
(2)	防火管理者選任届の提出	7
(3)	仕様書、協定書などにおける規定	8
3	消防計画について	9
(1)	消防計画の届出	9
(2)	訓練について定めているか	9
(3)	仕様書、協定書などにおける規定	10
(4)	東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴う追加事項について	10

4	平成 24 年度の訓練について	11
(1)	訓練を実施したか	11
(2)	訓練は計画どおり実施したか	12
(3)	消防署長あて実施通知を行ったか	12
(4)	結果記録を作成したか	13
(5)	訓練の想定	13
(6)	訓練の内容	14
(7)	参加者	15
(8)	利用者等が訓練に参加することに支障があるか	15
(9)	平成 25 年度の訓練について	16
5	施設全体の合同訓練について	17
(1)	施設全体で合同訓練を実施しているか	17
(2)	合同訓練未実施の場合の実施予定の有無	17
(3)	合同訓練の実施予定が無い理由	18
6	施設間の連携	18
(1)	施設全体で訓練についての打合せ等を行ったか	18
(2)	施設間の連携は図れたか	19
(3)	普段の連携について	20
第 3	監査委員意見	20
1	自衛消防訓練等に係る適正な事務処理の確保について	20
2	自衛消防訓練等の適切な実施の確保について	21
3	複合施設内での連携の確保に向けて	21
	参考法令	23
	アンケート結果一覧表	27

## 第 1 監査の概要

### 1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、特定の事務または事業を取り上げて、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

### 2 監査テーマ

「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況について」

### 3 選定趣旨

消防訓練は、消防法等で定期的な実施が義務付けられており、区立施設においても実施しているところである。このうち複合施設については、同一の建物内に業務形態が異なる施設、事業所が存在していることから、緊急時、災害時においては施設内での連携が不可欠であり、日頃の訓練の中で互いの役割分担や避難経路などについて確認しておくことが重要である。

近年、区立施設の運営形態は、区直営、運營業務委託、指定管理者と多様化しており、複合施設をめぐる課題も複雑になってきている。区民の災害への関心が高まる中、これらの複合施設について、災害対策の基本である防火管理の視点から、防火管理者の指定状況、消防計画の作成状況、訓練の実施状況、連携状況等の現状を把握し、適正、適切に行われているか、さらに今後の課題について検証する。

### 4 防火管理者の選任

一定規模以上の防火対象物については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項により、防火管理者を定めることが義務付けられている。さらに同条第 2 項では、防火管理者を定めるとき、解任したときは、管理権原者は遅滞なく消防署長に届け出なければならないとされている。

練馬区防火管理規則（昭和 59 年 2 月練馬区規則第 2 号）においては、第 3 条第 1 項で防火管理者の設置を定め、同条第 2 項で練馬区役所庁舎、石神井庁舎、中村橋区民センター、保健相談所、その他の消防法第 8 条に該当する施設について、それぞれ防火管理者に充てる職を規定している。さ

らに、同規則第3条第3項では、「同一建物内に他の施設が存する場合には、（中略）当該建物を1施設とみなし総務部長が防火管理者および防火管理担当者を指定する。」としている。

## 5 消防計画の作成

消防計画の作成については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条第3項で防火管理者の責務とされており、消防計画に定めるべき事項として、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第1項第1号チで「消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。」をあげている。また、同項においては、計画作成および変更時の消防署長への届出の義務についても定められている。

練馬区防火管理規則においては、第4条第1項第1号で、防火管理者の職務として「消防計画の作成に関すること。」と位置づけている。

## 6 訓練の実施

訓練については、消防法施行令第4条第3項で、防火管理者の責務として消防計画に基づき定期的に実施することが定められており、百貨店など不特定多数の人が利用する施設や、保育所、障害者施設など避難が困難な人が利用する特定の施設については、消防法施行規則第3条第10項で、「消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。」とされている。

東京都の火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4第1項では、防火対象物の管理に関する権限を有する者は、「自衛消防活動に係る訓練を行うよう努めなければならない。」とされ、同条第2項で実施結果記録の作成と保存が義務付けられているとともに、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）第11条の4の7で、自衛消防訓練実施結果記録書の様式と3年間の保存が定められている。

なお、東京消防庁では、訓練を実施する際は、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を消防署長に届け出るよう指導している。

練馬区防火管理規則においては、第16条で「防火管理者は、消防計画で定めるところにより、消防訓練を実施しなければならない。」としている。

## 7 監査対象および範囲

区が所有あるいは管理する建物のうち、複数の施設、事業所により構成されるものを複合施設と定義することとし、原則として、平成25年10月1日現在、それらの複合施設を構成する施設等を所管する課が複数にわたるもので、利用者・来所（館・園）者がある程度の時間滞在する施設を対象とした。 【表1】「監査対象とした施設の一覧」参照

【表1】 監査対象とした施設の一覧

No.	所管部	所管課等	施設名称	併設施設		
1	総務部	総務課	練馬区役所			
2			石神井庁舎			
3		人権・男女共同参画課	男女共同参画センター	石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ		
4	区民部	戸籍住民課	光が丘区民センター			
5			大泉区民事務所	東大泉中央地域集会所		
6			桜台出張所	桜台地域集会所		
7			第二出張所	早宮地域集会所		
8			第四出張所	春日町地域集会所		
9			第五出張所	土支田中央地域集会所、土支田児童館、土支田児童館学童クラブ、土支田保育園		
10			第六出張所	旭町地域集会所、旭町保育園		
11			第七出張所	田柄地域集会所、田柄第二保育園		
12			関出張所	関高齢者センター、関区民ホール		
13			大泉西出張所	南大泉地域集会所、南大泉保育園		
14			大泉北出張所	大泉北地域集会所、大泉北敬老館		
15			地域文化部	地域振興課	高松地区区民館	高松地区区民館学童クラブ、高松保育園
16					桜台地区区民館	桜台地区区民館学童クラブ、桜台第二保育園
17					北町地区区民館	第八出張所
18	下石神井地区区民館	下石神井地区区民館学童クラブ、下石神井第三保育園				
19	富士見台地区区民館	富士見台こぶし保育園				
20	氷川台地区区民館	氷川台地区区民館学童クラブ、氷川台第二保育園				
21	大泉学園地区区民館	大泉学園地区区民館学童クラブ、大泉学園保育園				
22	文化・生涯学習課	生涯学習センター			練馬図書館	
23		美術館		貫井図書館		
24		石神井公園ふるさと文化館		石神井プール		
25	スポーツ振興課	三原台温水プール		三原台児童館、三原台敬老館		
26	福祉部	経営課		母子生活支援施設	豊玉学童クラブ	
27		障害者施策推進課		障害者地域活動支援センター	谷原あおぞら学童クラブ	
28				貫井福祉園	貫井福祉工房	
29			大泉福祉作業所	大泉つつじ荘		
30		障害者サービス調整担当課	心身障害者福祉センター	第三出張所、貫井地区区民館、貫井地区区民館学童クラブ		
31		こども発達支援センター	文化交流ひろば			
32	健康部	豊玉保健相談所		豊玉障害者地域生活支援センター、練馬教育相談室		
33		北保健相談所		北町福祉作業所		
34		石神井保健相談所		石神井障害者地域生活支援センター		
35	都市整備部	住宅課	豊玉北六丁目アパート	豊玉第二保育園		
36			土支田高齢者集合住宅	土支田デイサービスセンター		
37			豊玉高齢者集合住宅	豊玉デイサービスセンター		
38			高松高齢者集合住宅	高松デイサービスセンター		

39	教育振興部	総合教育センター	総合教育センター	高野台敬老館	
40			総合教育センター分室 関教育相談室	関子ども家庭支援センター	
41		光が丘図書館	南大泉図書館	南大泉青少年館	
42	こども家庭部	子育て支援課	平和台児童館	平和台保育園	
43			栄町児童館	栄町敬老館、栄町保育園	
44			石神井児童館	石神井敬老館	
45			北大泉児童館	北大泉保育園	
46			春日町児童館	春日町敬老館	
47			中村児童館	中村敬老館	
48			南田中児童館	南田中敬老館	
49			北町児童館	北町第二保育園	
50			東大泉児童館	東大泉敬老館、東大泉第二保育園	
51			石神井台児童館	石神井台敬老館、石神井台保育園	
52			西大泉児童館	西大泉敬老館、西大泉保育園	
53			保育課	関町第三保育園	関町北学童クラブ
54				石神井台第二保育園	石神井台けやき学童クラブ
55		早宮保育園		早宮さくら学童クラブ	
56		練馬子ども家庭支援センター	大泉子ども家庭支援センター	大泉障害者地域生活支援センター	
計			5 6	7 5	
合計				1 3 1	

施設名称欄には、施設全体の管理を担当する施設を記載した。

練馬区役所、石神井庁舎および光が丘区民センターについては、防火管理を一体として行っていることや多数の施設、事業所が併設されていることから、個々の併設施設については調査の対象外とした。

## 8 監査方法

### (1) 課題等説明

監査委員は、平成 25 年 7 月 31 日に、複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況の現状、課題等について関係所管課長からつぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 複合施設における、防火管理者の選任状況、消防計画の作成状況、自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況、施設内での連携状況

戸籍住民課長、地域振興課長、子育て支援課長

イ アに加え、練馬区防火管理規則に基づく防火管理の現状および課題  
総務課長

### (2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して、複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況についてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

## 9 監査実施期間

平成 25 年 7 月 1 日(月)から平成 26 年 3 月 28 日(金)まで

## 10 監査の視点

- (1) 防火管理者の選任、消防計画の作成、自衛消防訓練等に関する届出は、消防法等の各法令に基づき適正に行われているか。
- (2) 自衛消防訓練等は適切に実施されているか。
- (3) 自衛消防訓練等において、施設内の連携は図られているか。

## 第 2 監査結果

複合施設における自衛消防訓練等について、手続は適正に行われているか、訓練は適切に行われているか、施設内での連携は図られているかについて検証した。

その結果、防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練実施に係る書類作成等の各手続および訓練実施については、個別に検討を要する事項は見られたものの、消防法等に基づき、全ての施設で行われていることを確認した。

一方、訓練における施設内での連携や、通常時の連携については、全体としてある程度の連携は図られていたが、施設間で取組に相違が見られた。

なお、直営、運營業務委託、指定管理者といった施設の運営形態による、各手続、訓練実施や連携状況における大きな相違は認められず、いずれも適切に行われていた。

また、複合施設における防火管理については、練馬区防火管理規則で防火管理者等の設置について定められているものの、連携の在り方や訓練実施についての統一的な考え方は整理されていなかった。

監査の視点に基づくアンケート調査の項目別監査結果は、つぎのとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、今後の課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

比率は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。

各表の網掛け部分は、アンケート調査で最も回答が多かった項目である。

## 1 施設の概要について

【表2】

施設の運営形態（直営・業務委託・指定管理）についてお答えください。	回答数	割合
直営施設	72	55.0%
業務委託施設（一部）	19	14.5%
業務委託施設（全部）	17	13.0%
指定管理者制度適用施設(以下「指定管理者施設」という。)	23	17.6%
合計	131	100

練馬区役所、石神井庁舎および光が丘区民センターは、防火管理を一体として行っていることから併設施設を調査対象外としたため、直営施設に分類した。

監査対象とした複合施設は56施設で、それらを構成する施設の運営形態は、直営施設が72施設（55.0%）と最も多く、つぎに多いのが指定管理者施設23施設（17.6%）、以下、窓口等業務の一部を委託している業務委託施設（一部）19施設（14.5%）、全ての業務を委託している業務委託施設（全部）17施設（13.0%）であった。

【表3】

施設の運営形態の組合せ	回答数	割合
直営施設のみ	10	17.9%
直営施設と業務委託施設（一部）	15	26.8%
直営施設と業務委託施設（全部）	10	17.9%
直営施設と業務委託施設（一部）と業務委託施設（全部）	1	1.8%
直営施設と指定管理者施設	11	19.6%
業務委託施設（一部）のみ	1	1.8%
業務委託施設（一部）と業務委託施設（全部）	0	0%
業務委託施設（一部）と指定管理者施設	1	1.8%
業務委託施設（全部）のみ	0	0%
業務委託施設（全部）と指定管理者施設	4	7.1%
指定管理者施設のみ	3	5.4%
合計	56	100



施設の運営形態の組合せを見ると、 直営施設と業務委託施設（一部）が 15 施設（26.8%）と最も多く、つぎに多いのが 直営施設と指定管理者施設 11 施設（19.6%）以下、 直営施設のみ 10 施設（17.9%）、 直営施設と業務委託施設（全部）10 施設（17.9%）であった。直営施設を含まない施設は、 業務委託施設（全部）と指定管理者施設の組合せが 4 施設（7.1%）、 指定管理者施設のみが 3 施設（5.4%）などであった。

指定管理者施設のみ 3 施設については、全て、障害者施設が建物全体の管理を担当するもので、いずれも同一法人が併設施設の指定管理者となっていた。

## 2 防火管理者について

### (1) 防火管理者の設置

【表 4】

防火管理者は建物全体で選任していますか、施設ごとに選任していますか。	回答数	割合
建物全体	34	60.7%
施設ごと	22	39.3%
合計	56	100

今回対象とした全ての複合施設において、防火管理者が設置されていた。建物全体で選任しているか、施設ごとに選任しているかについては、建物全体が 34 施設（60.7%）、施設ごとが 22 施設（39.3%）であった。なお、22 施設に設置されている防火管理者の数は 45 であった。

### (2) 防火管理者選任届の提出

【表 5】

防火管理者選任届を消防署長あて提出していますか。	回答数	割合
提出している	79	100%
提出していない	0	0%
合計	79	100

防火管理者選任届は、全ての施設が 提出していると回答したものの、防火管理者選任届の控えを確認できないものがあった。防火管理者に選任されているのは、ほとんどの施設において施設長で、一部の施設では、

施設を所管する課長または係長が選任されていた。

なお、出張所においては出張所長が地域集会所の防火管理者、地区区民館においては地区区民館長が学童クラブの防火管理者、児童館においては児童館長が敬老館の防火管理者を兼任していた。

防火管理者選任届の届出状況を見ると、届出は行っているものの、人事異動等により施設長等が替わった場合、新任者が防火管理者の資格を得るために必要な講習を受講し選任されるまで、実質的に防火管理者が不在になる期間が生じ、その期間が数か月に及ぶ施設があった。

また、複合施設における現状について、「所管が異なる施設が同じ建物に同居している場合は、防火管理者の置き方や消防計画、訓練の考え方が複雑で、理解し把握するのに時間がかかってしまう」との課題をあげた施設があった。

### (3) 仕様書、協定書などにおける規定

【表6】

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者を選任している場合、仕様書、協定書などで防火管理者の選任について定めていますか。	回答数	割合
定めている	11	73.3%
定めていない	4	26.7%
合計	15	100

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者の職員を選任している場合、仕様書、協定書などで防火管理者の選任について定めているかについては、該当する15施設のうち、定めているが11施設(73.3%)、定めていないが4施設(26.7%)であった。定めていないと回答したのはいずれも指定管理者施設であった。さらに定めていると回答した指定管理者施設の基本協定を見ると、選任について明確に定めているとは言い難いものが散見された。

一方、基本協定に加えて業務細目を定め、その中で防火管理者の選任を義務付けている施設もあった。

### 3 消防計画について

#### (1) 消防計画の届出

【表 7】

消防計画は消防署長あて届け出ていますか。	回答数	割合
届け出ている	79	100%
届け出していない	0	0%
合計	79	100

消防計画は、全ての防火管理者が作成していた。消防署長に消防計画を提出しているかについては、全ての施設が届け出ていると回答したものの、消防計画作成届出書の控えを確認できないものがあった。

また、消防計画を見ると、多くの施設が内容の見直しを行っていたが、作成から10年以上と、相当期間が経過した計画をそのまま引き継いでいる事例が見られた。このような事例については、計画が施設の現状を反映した内容になっているか定期的な確認が必要である。

#### (2) 訓練について定めているか

【表 8】

訓練について消防計画で定めていますか。	回答数	割合
定めている	79	100%
定めていない	0	0%
合計	79	100

訓練について消防計画で定めているかについては、全ての施設が定めていると回答した。

(3) 仕様書、協定書などにおける規定

【表9】

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者を選任している場合、仕様書、協定書などで消防計画、訓練について定めていますか。	回答数	割合
定めている	15	100%
定めていない	0	0%
合計	15	100

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者の職員を選任している場合、仕様書、協定書などで消防計画、訓練について定めているかについては、該当する全ての施設が定めていると回答した。しかしながら、指定管理者施設の基本協定を見ると、消防計画、訓練について明確に定めているとは言い難いものがあった。

(4) 東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴う追加事項について

【表10】

平成25年4月の東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正が行われ、震災対策について消防計画（事業所防災計画にあたる部分）に規定すべき事項が追加されました。内容は、家族等との安否確認のための連絡手段の確保、従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制に関する事、家族等との安否確認の実施に関する事、従業者等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事、の4項目です。このことについて、知っていますか。	回答数	割合
知っている	72	91.1%
知らない	7	8.9%
合計	79	100

平成25年4月の東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）の施行に伴い、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正が行われ、震災対策について消防計画（事業所防災計画にあたる部分）に規定すべき事項が追加された。内容は、「家族等との安否確認のための連絡手段の確保」、「従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制に関する事」、「家族等との安否確認の実施に関する事」および「従業者等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事」の4項目である。このことについて、知っていると回答したのが72施設（91.1%）、知らないと回答したのが7

施設（8.9%）であった。

【表11】

上記で 知っているを選択した場合	回答数	割合
消防計画に追加した	31	43.1%
検討中	28	38.9%
未定	13	18.1%
合計	72	100

【表 10】で 知っていると回答したもののうち、その後の対応については、消防計画に追加したが 31 施設（43.1%）、検討中が 28 施設（38.9%）、未定が 13 施設（18.1%）で、施設により対応にばらつきが見られた。

#### 4 平成 24 年度の訓練について

##### (1) 訓練を実施したか

【表12】

平成24年度は消防訓練を実施しましたか。	回答数	割合
実施した	77	97.5%
実施しなかった	2	2.5%
合計	79	100

平成 24 年度に訓練を実施したかについては、実施したが 77 施設（97.5%）、実施しなかったが 2 施設（2.5%）で、ほとんどの施設が実施していた。実施しなかった理由は、「施設改修のため」、「一部事業の移転準備のため」であった。

(2) 訓練は計画どおり実施したか

【表13】

訓練は消防計画に定めた回数、内容で実施しましたか。	回答数	割合
実施した	57	74.0%
実施しなかった	20	26.0%
合計	77	100

訓練を消防計画どおり実施したかについては、実施したが 57 施設（74.0%）、実施しなかったが 20 施設（26.0%）であった。実施しなかった理由は、少人数職場であるため計画どおりの実施が困難だったという回答が多く、全て出張所のものであった。

また、実施したと回答した施設の消防計画を見ると、概ね計画どおりではあるが、回数や内容において齟齬が生じている事例があった。

(3) 消防署長あて実施通知を行ったか

【表14】

訓練について、事前に消防署長あて通知しましたか。	回答数	割合
通知した	72	93.5%
通知しなかった	5	6.5%
合計	77	100

訓練について事前に消防署長あて通知したかについては、通知したが 72 施設（93.5%）、通知しなかったが 5 施設（6.5%）で、ほとんどの施設が通知していた。通知しなかった理由は、失念していたなどであった。

なお、通知したと回答した施設の中には、自衛消防訓練通知書の控えを確認できないものがあった。

#### (4) 結果記録を作成したか

【表15】

訓練結果について、記録を作成しましたか。	回答数	割合
作成した	73	94.8%
作成しなかった	4	5.2%
合計	77	100

訓練の結果記録を作成したかについては、作成したが73施設(94.8%)、作成しなかったが4施設(5.2%)で、ほとんどの施設が作成していた。作成しなかった理由は、失念していたなどであった。

なお、作成したと回答した施設の中には、自衛消防訓練実施結果記録書を確認できないものがあった。

また、結果記録を作成した施設の中には、計画に定めた回数および内容で訓練を実施したか確認が困難な事例が見られた。結果記録については、消防計画の内容を念頭に置いて作成することが必要である。

#### (5) 訓練の想定

【表16】

訓練の想定(複数回答可)	回答数	割合
火災	69	89.6%
地震	56	72.7%
その他	15	19.5%
合計	140	

割合については、【表12】実施したの回答数77を母数とした。

訓練の想定については、火災が69施設(89.6%)、地震が56施設(72.7%)、その他が15施設(19.5%)であった。その他と回答した施設では、不審者対策を想定した訓練を行ったものが多く、危機管理(食中毒、集中豪雨、台風・雷雨、ノロウイルス発生等)を想定したマニュアル確認を行ったものもあった。

(6) 訓練の内容

【表17】

訓練の内容（複数回答可）	回答数	割合
総合訓練	59	76.6%
個別の訓練	65	84.4%
㊦消火訓練	50	64.9%
㊧避難訓練	61	79.2%
㊨通報訓練	56	72.7%
㊩その他	32	41.6%
合計（ + ）	124	

割合については、【表12】 実施したの回答数77を母数とした。

訓練の内容については、総合訓練を実施したと回答したのが 59 施設（76.6%）、個別の訓練を実施したと回答したのが 65 施設（84.4%）であった。個別の訓練の内訳は、㊦消火訓練が 50 施設（64.9%）、㊧避難訓練が 61 施設（79.2%）、㊨通報訓練が 56 施設（72.7%）、㊩その他が 32 施設（41.6%）であった。その他の内容としては、A E Dを使用した救急救命訓練、起震車体験訓練、保護者による児童の引取り訓練、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を利用した訓練、町会主催の訓練や避難拠点訓練への参加などであった。避難訓練の中で、車いす利用者を想定した訓練、非常用階段避難車を使用した訓練を行っている施設もあった。

総合訓練 = 火災等を想定し、自衛消防の組織に基づく任務に従い、火災の発見から到着した消防隊への情報提供まで総合的な活動を行うもの（東京消防庁ホームページより）



(7) 参加者

【表18】

参加者内訳（複数回答可）	回答数	割合
職員（区職員、運営委託・指定管理職員、清掃・警備等委託職員）	76	98.7%
利用者・来館（所・園）者	56	72.7%
その他	9	11.7%
合計	141	

割合については、【表12】 実施したの回答数77を母数とした。

参加者については、職員（区職員、運営委託・指定管理職員、清掃・警備等委託職員）が76施設（98.7%）、利用者・来館（所・園）者が56施設（72.7%）、その他が9施設（11.7%）であった。その他の内容としては、派遣職員、臨時職員、ボランティア、事業委託先職員などであった。職員と回答した施設のうち練馬区役所、石神井庁舎等では、清掃・警備等委託職員が参加していた。

利用者・来館（所・園）者が参加した訓練の内容としては、ほとんどの施設が避難訓練をあげていた。その他の訓練には、消火訓練、起震車体験訓練などがあつた。保育園では、朝夕の時間帯や保護者参観日に訓練を実施し、保護者にも参加してもらっている事例が見られた。参加人数については、利用者全員約170人と回答した施設から来客1人と回答したものまで、施設の態様により様々であった。

(8) 利用者等が訓練に参加することに支障があるか

【表19】

利用者・来館（所・園）者が訓練に参加しなかった場合にお答えください。利用者・来館（所・園）者参加の訓練を行ううえで、支障になるものはありますか。	回答数	割合
ある	19	79.2%
ない	5	20.8%
合計	24	100

利用者・来館（所・園）者が訓練に参加しなかった場合に、参加の支障になるものがあるかについては、あるが19施設（79.2%）、ないが5施設（20.8%）であった。

あると回答した主な施設は、区役所、出張所等窓口業務を行っている施設と、地区区民館、地域集会所等有料で会議室等の貸出を行っている施設であった。訓練を行ううえでの支障になるものの内容は、窓口業務を行っている施設においては、「短時間で用件を済ませたい来所者に当日いきなり参加を呼び掛けるのは困難」、会議室等の貸出を行っている施設においては、「使用料を支払っている利用者に参加を呼びかけるのは困難」というものであった。

なお、「事前に利用者等に訓練実施を周知し参加は任意」としている事例や、職員のための訓練で、「来所者がいることを想定して訓練すべき」、「職員が緊急事態に落ち着いて対応できるような訓練を主とする」と回答した施設、「利用者の参加に向けて訓練内容や周知方法を検討中」と回答したものがあつた。

(9) 平成 25 年度の訓練について

【表20】

平成24年度に訓練を実施しなかった場合または24年度と25年度で施設の運営形態が変わった場合にお答えください。平成25年度は訓練を実施しましたか。(複数回答可)	回答数	割合
実施した	3	75%
実施予定がある	3	75%
実施予定が無い	0	0%
合計	6	

割合については、該当施設数4を母数とした。

平成 24 年度に訓練を実施しなかった場合、または 24 年度と 25 年度で施設の運営形態が変わった場合における 25 年度の訓練の実施状況について調査した。対象施設は、24 年度訓練未実施が 2 施設、運営形態変更が 3 施設（24 年度訓練未実施 1 を含む。）の計 4 施設である。

実施したが 3 施設（75%）、実施予定があるが 3 施設（75%）で、実施予定が無いと回答したものは無かつた。

なお、アンケート実施時に 実施予定があると回答した 3 施設はその後訓練を実施しており、これにより平成 24 年度訓練未実施および運営形態の変更があつた施設の全てにおいて、25 年度に訓練を実施していた。

## 5 施設全体の合同訓練について

### (1) 施設全体で合同訓練を実施しているか

【表21】

施設全体で合同訓練を実施していますか。	回答数	割合
実施している	16	72.7%
実施していない	6	27.3%
合計	22	100

回答数合計欄の22は、【表4】 施設ごとに防火管理者を選任している複合施設数である。

防火管理者を施設ごとに選任している場合、施設全体で合同訓練を実施しているかについては、実施しているが16施設(72.7%)、実施していないが6施設(27.3%)であった。実施していない施設のうち最も多かったのは、出張所(地域集会所・保育園併設)で、理由は、「運営形態、利用者に相当な違いがある」、「建物の構造上、全く別の避難経路である」であった。

訓練内容については、消火、通報から避難までの一連の訓練を実施していると回答した施設が多く、近隣の私立保育園が参加している事例も見られた。

合同訓練については、多くの施設が消防計画に位置づけていたが、特に位置づけていない施設もあった。

### (2) 合同訓練未実施の場合の実施予定の有無

【表22】

合同訓練を実施していないと回答した場合にうかがいます。今後、合同訓練を実施する予定はありますか。	回答数	割合
ある	3	50%
ない	3	50%
合計	6	100

平成24年度に合同訓練を実施していないと回答した施設の、今後の実施予定については、対象となる6施設のうち、あるが3施設(50%)、ないが3施設(50%)であった。あると回答した施設のうち2施設については、25年度に合同訓練を実施していた。

(3) 合同訓練の実施予定が無い理由

【表23】

前問で を選択した場合、理由は何か。	回答数	割合
必要性が無い	0	0%
実施は困難	3	100%
その他	0	0%
合計	3	100

(2)で合同訓練を実施する予定が ないと回答した3施設に理由について調査したところ、 実施は困難が3施設(100%)で、 必要性が無い、 その他と回答した施設は無かった。実施は困難と回答した3施設は出張所(地域集会所・保育園併設)で、理由は「人的余裕が無い」、「運営形態・利用者等に大きな違いがある」、「建物の構造上、全く別の避難経路である」であった。

6 施設間の連携

(1) 施設全体で訓練についての打合せ等を行ったか

【表24】

施設全体で、訓練についての事前の打合せ、事後の検証を行いましたか。	回答数	割合
行った	47	97.9%
行わなかった	1	2.1%
合計	48	100

回答数合計欄の48は、建物全体で防火管理者を選任している複合施設のうち、平成24年度に訓練を実施した32施設と、施設ごとに防火管理者を選任している複合施設のうち、24年度に建物全体の合同訓練を実施した16施設の合計である。

施設全体の訓練において、事前の打合せ、事後の検証を行ったかについては、 行ったが 47 施設(97.9%)、 行わなかったが 1 施設(2.1%)であった。内容は、事前の打合せでは、役割分担、訓練内容の打合せと回答した施設が多く、「互いの施設の人員把握の現状や防火扉・館内放送等設備の確認を行っている」、「各施設が交代で合同訓練実施案を作成している」と回答した施設もあった。事後の検証では、反省会を行っている回答した施設が多く、「避難経路や要した時間を確認し、課題を次年度訓練に反映させている」と回答したものもあった。 行わなかったの

理由は「日程調整がつかなかった」であった。

なお、一部の施設では、消防計画において併設施設との連絡・協議や施設全体の防火管理委員会の設置を規定していた。

(2) 施設間の連携は図れたか

【表25】

施設間の連携は図れましたか。	回答数	割合
図れた	46	95.8%
図れなかった	2	4.2%
合計	48	100

回答数合計欄の48は、建物全体で防火管理者を選任している複合施設のうち、平成24年度に訓練を実施した32施設と、施設ごとに防火管理者を選任している複合施設のうち、24年度に建物全体の合同訓練を実施した16施設の合計である。

施設全体の訓練において、施設間の連携が図れたかについては、 図れたが46施設（95.8%）、 図れなかったが2施設（4.2%）であった。

連携内容としては、避難経路、避難誘導方法、役割分担等基本的な事項についての確認や、併設施設職員が協力し消火活動や利用者の避難誘導を行っている施設が多かった。このほか「毎年出火場所を変え、避難経路および誘導の確認をし連携を密にしている」、「訓練時から、児童館職員の顔を保育園児に覚えてもらうよう努めている」などの回答があった。

図れなかったの理由は、「当日、（運営委託事業者の）訓練リーダーが休んでしまった」、「打合せの機会が設けられなかった」というものだった。

また、訓練から得られた成果として「合同訓練を機に、お互いの施設に入ったことがない者が多いことがわかり、各施設の見学を行うことを決定した」と回答した施設があり、課題として「区職員がいない土曜日に発災した場合、委託先の職員2～3人で施設全体の避難誘導が訓練どおりできるか、併設施設との連携が図れるかが課題」、「区職員のみならず、臨時職員、運営委員会職員がいかに普段から顔の見える関係を築けるかが課題」と回答した施設があった。

### (3) 普段の連携について

【表26】

訓練にかかわらず、普段から施設間の連携を図っていますか。	回答数	割合
図っている	56	100%
図っていない	0	0%
合計	56	100

訓練にかかわらず、普段から施設間の連携を図っているかについては、全ての施設が 図っていると回答した。内容は、保守点検や工事・修繕などの施設管理をあげた施設が最も多く、互いの事業協力や事業参加を行っている施設、連絡会議等を行っている施設も多かった。

児童館と保育園の複合施設では、「保育園から学童クラブに上がる子どももおり、日常的に子どもを通して情報交換している」という、事業の関連性による連携がうかがえる事例や、指定管理者が同一法人の複合施設では、「毎朝の朝礼と月1回の職員会議を合同で行っている」と回答したのもあった。

一方、「事業協力は行っているが、緊急時、災害時を想定した連携は十分にできていない」と回答した施設もあった。

## 第3 監査委員意見

### 1 自衛消防訓練等に係る適正な事務処理の確保について

消防法で義務付けられている防火管理者については、全ての施設において選任されていた。しかしながら、人事異動等により施設長等が替わった場合、新任者が防火管理者の資格を得るために必要な講習を受講し選任されるまで、実質的に防火管理者が不在になる期間が生じ、その期間が数か月に及ぶ事例があった。今後、何らかの対策を取ることで、防火管理者の空白期間が解消されるよう取り組まれない。

訓練実施に伴う消防署長への通知および結果記録の作成については、一部に通知または作成を行っていない事例や、結果記録の記載が不十分な事例が見られた。また、防火管理者選任届、消防計画作成届出書および自衛消防訓練通知書の控えならびに自衛消防訓練実施結果記録書の各書類については、その保管を確認できない事例があった。今後、必要な手続については適正な事務処理を行うとともに、適切な書類の記載および保管を行わ

りたい。

なお、指定管理者の基本協定において、防火管理者の選任、消防計画の作成や訓練の実施について明確に規定されていない事例が見られた。協定の締結に当たっては、これらの事項について明確に規定されたい。

## 2 自衛消防訓練等の適切な実施の確保について

訓練については、一部に消防計画に定めた回数および内容で実施していない事例があった。これは、消防計画の内容が施設の実態と適合していないことや、消防計画に対する認識が不十分であること等が原因と考える。各施設においては今一度、消防計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、計画に基づいた訓練を実施されたい。

なお、出張所においては、職員態勢の変更に伴い、計画に基づいた訓練の実施が困難となっている事例があった。区民事務所・出張所の新たな体制への移行が予定されているこの時期に合わせ、実効性のある内容となるよう計画の全体的な見直しを行われたい。

利用者・来館（所・園）者等が訓練に参加している施設は、平成 24 年度に訓練を実施した施設の約 75%であった。利用者等が参加していない施設では、その必要性は認識しているものの、利用者等の協力が得られにくい状況がうかがえた。これらの施設については、他の施設の事例も参考にしながら、施設の実態に応じ利用者等の参加が可能な訓練内容について調査研究するとともに、参加に支障が無いと回答した施設については、利用者等が参加する訓練にも取り組まれたい。

少人数職場、ローテーション職場については、土曜日や夜間など、区職員が不在、または委託職員等を含め職員配置が少ないときに発災した場合、利用者等の避難誘導や併設施設との連携が適切に行えるかが課題としてあげられていた。これらの課題については、様々な想定のもとで職員の行動について検証し、訓練に取り入れることが必要と考える。所管課および施設においては、施設の様態に応じた対応策と、訓練の実施方法について検討されたい。

## 3 複合施設内での連携の確保に向けて

訓練時における施設間の連携については、施設全体の訓練を行っているもののうち 95%が図れたと回答し、連携内容として、多くが避難経路、避難誘導方法、役割分担の確認をあげていた。また、普段の連携については、全ての施設が図っていると回答し、連携内容として、多くが保守点検等の施設管理をあげていた。一方、これらの内容から一步踏み込んだ連携を図っている事例も見られ、全体的にある程度の連携は図られていたが、施設

により取組に相違がみられた。

消防計画については、一部の施設において、防火管理者の業務として併設施設との連絡・協議をあげ、施設全体の防火管理委員会を設置するなど、施設間の連携を意識した内容になっていた。

一方、練馬区防火管理規則を見ると、複合施設についての規定は防火管理者等の設置にとどまっており、連携の在り方や訓練実施についての統一的な考え方は明確になっていない。

これらのことから、施設間の連携については、各所管課または各施設の個別の判断に委ねられている状況となっている。

施設間の連携のほかには、清掃・警備等委託職員が訓練に参加している事例が見られた。非常時における大規模施設での避難誘導や、職員配置が少ない施設においては、これら委託職員の協力は不可欠である。

また、施設間の連絡手段がインターホンのみで、その機能が失われた場合の代替手段の確保を課題としてあげている施設もあった。

今後も「区立施設の委託化・民営化実施計画（平成 23 年度～平成 26 年度）」の進展により、同一建物内に様々な運営形態の施設が混在する状況が予想され、火災をはじめとする災害時において、施設間の連携はさらに重要性が高まっていくものと考えられる。このような状況の中、複合施設においては、施設の別なく一定水準の連携が確保できるよう、連携の方法、訓練の実施、消防計画への位置づけなどについて統一的な考え方を整理していく必要がある。練馬区防火管理規則の見直しも視野に入れ、連携の確保に向け取り組まれない。

緊急時および災害時に適切な対応をするためには、日頃から職員同士が顔の見える関係を築き、訓練時より連携および協力を行うことが重要である。今回調査対象とした施設のみならず他の施設においても、区民が安全に安心して利用することができる施設となるよう、今後とも組織を越えてより一層の連携した取組が推進されることを期待するものである。



## 参考法令

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）抜粋

**第 8 条** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める 2 以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）抜粋

（防火管理者の責務）

**第 4 条** 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 3 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）抜粋

（防火管理に係る消防計画）

**第 3 条** 防火管理者は、令第 4 条第 3 項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第 1 号の 2 の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- (1) 令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる防火対象物及び同項第 2 号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

- 10 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ又は(16)

の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第4条第3項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）抜粋

（自衛消防訓練等）

**第55条の4** 令別表第1に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当該防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動(以下「自衛消防活動」という。)を効果的に行うため自衛消防の組織を定め、自衛消防活動に係る訓練(以下「自衛消防訓練」という。)を行うよう努めなければならない。

2 令第1条の2第3項第1号及び第55条の3第1項に規定する防火対象物の防火管理者は、防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）抜粋

（自衛消防訓練の実施結果記録書の様式等）

**第11条の4の7** 条例第55条の4第2項及び第3項の規定による自衛消防訓練の実施結果記録の作成は、別記第2号様式の6の自衛消防訓練実施結果記録書によりしなければならない。

2 前項の自衛消防訓練実施結果記録書は、訓練を行つた日から3年間保存しなければならない。

練馬区防火管理規則（昭和59年2月練馬区規則第2号）抜粋

（防火管理者等の設置）

**第3条** 防火管理の徹底を期するため、施設に防火管理者を置く。

2 前項の防火管理者は、つぎの表の左欄に掲げる施設に置き、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

施設	防火管理者
1 練馬区役所庁舎(本庁舎、東庁舎および西庁舎をいう。以下同じ。)	総務部総務課長
2 石神井庁舎	総務部総務課総務石神井係長
3 中村橋区民センター	心身障害者福祉センター所長
4 保健相談所	保健相談所管理係長
5 前各号のほか、消防法(昭和23年法律第186号)第8条に該当する施設	当該施設の長

3 前項の表第4号および第5号に規定する施設で同一建物内に他の施設が存する場合には、同表第4号および第5号の規定にかかわらず、当該建物を1施設とみなし総務

部長が防火管理者および防火管理担当者を指定する。

(防火管理者等の職務)

**第4条** 防火管理者は、つぎの各号に掲げる職務を行う。

- (1) 消防計画の作成に関すること。
- (2) 防火に係る教育・訓練に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
- (4) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検検査に関すること。
- (5) 火気の使用または取扱いの指導監督に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な事項に関すること。

(消防訓練)

**第16条** 防火管理者は、消防計画で定めるところにより、消防訓練を実施しなければならない。



## アンケート結果一覧表

( この表は、アンケート調査項目中、  
主要項目を一覧にしたものである。 )

No.	所管部	施設概要			防火管理者			消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項		
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
1	総務部	練馬区役所	直営		全体	総務課長	有		有	有		知っている	検討中
2		石神井庁舎	直営		全体	総務 石神井係長	有		有	有		知っている	検討中
3		男女共同参画センター 石神井町つつじ保育園 石神井町学童クラブ	指定管理 委託(全部) 委託(全部)		全体	男女共同参画 センター所長	有	有	有	有	有	知っている	未定
4	区民部	光が丘区民センター	直営		全体	光が丘区民 センター-管理係長	有		有	有		知っている	検討中
5		大泉区民事務所 東大泉中央地域集会所	直営 委託(一部)		全体	大泉区民 事務所長	有		有	有		知っている	検討中
6		桜台出張所 桜台地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知っている	未定
7		第二出張所 早宮地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	
8		第四出張所 春日町地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	
9		第五出張所 土支田中央地域集会所 土支田児童館 土支田児童館学童クラブ 土支田保育園	直営 委託(一部) 直営 直営 直営		施設ごと	出張所長 児童館長 保育園長	有 有 有		有 有 有	有 有 有		知っている 知っている 知っている	検討中 検討中 検討中
10		第六出張所 旭町地域集会所 旭町保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	未定 追加した
11		第七出張所 田柄地域集会所 田柄第二保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	未定 追加した
12		関出張所 関高齢者センター 関区民ホール	直営 指定管理 指定管理		全体	出張所長	有		有	有		知っている	検討中
13		大泉西出張所 南大泉地域集会所 南大泉保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	追加した 検討中
14		大泉北出張所 大泉北地域集会所 大泉北敬老館	直営 委託(一部) 委託(全部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	はい	有	無	火災・地震	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	1
実施	いいえ	有	有	火災・地震	消火・避難 通報		有					実施	図れた	2
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	3
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	4
実施	いいえ	有	有	地震	総合・避難	利用者						実施	図れた	5
実施	いいえ	有	有	火災	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	6
実施	いいえ	有	有	火災	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れなかった	7
実施	いいえ	有	有	火災	総合		有					実施	図れた	8
実施	いいえ	有	有	火災・地震	消火・避難 通報		有		未実施	有 (実施済)				9
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	避難・通報	利用者	有							
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	総合	その他	有		未実施	無	困難			10
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	消火・避難 通報		有		未実施	無	困難			11
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	12
実施	はい	有	有	火災	消火・避難 通報		有		未実施	無	困難			13
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	消火・避難 通報		有					実施	図れた	14

No.	所管部	施設概要			防火管理者			消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項		
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
15	地域文化部	高松地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	未定
		高松地区区民館学童クラブ	直営										
		高松保育園	直営										
16	地域文化部	桜台地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知らない	
		桜台地区区民館学童クラブ	直営										
		桜台第二保育園	直営										
17	地域文化部	北町地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	検討中
		第八出張所	直営										
18	地域文化部	下石神井地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		下石神井地区区民館学童クラブ	直営										
		下石神井第三保育園	直営										
19	地域文化部	富士見台地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		富士見台こぶし保育園	直営										
20	地域文化部	氷川台地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		氷川台地区区民館学童クラブ	直営										
		氷川台第二保育園	直営										
21	地域文化部	大泉学園地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		大泉学園地区区民館学童クラブ	直営										
		大泉学園保育園	直営										
22	地域文化部	生涯学習センター	委託(一部)		全体	生涯学習センター所長	有		有	有		知っている	未定
		練馬図書館	委託(一部)										
23	地域文化部	美術館	直営		全体	美術館副館長	有		有	有		知っている	未定
		貫井図書館	指定管理										
24	地域文化部	石神井公園ふるさと文化館	直営		全体	ふるさと文化館長	有		有	有		知っている	追加した
		石神井プール	指定管理										
25	地域文化部	三原台温水プール	指定管理		施設ごと	館長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		三原台児童館	直営			児童館長	有		有	有		知らない	
		三原台敬老館	直営										
26	福祉部	母子生活支援施設	指定管理		全体	母子生活支援施設施設長	有	有	有	有	有	知っている	未定
		豊玉学童クラブ	委託(全部)										
27	福祉部	障害者地域活動支援センター	指定管理		全体	障害者地域活動支援センター施設長	有	有	有	有	有	知っている	未定
		谷原あおぞら学童クラブ	指定管理										
28	福祉部	貫井福祉園	指定管理		全体	福祉園副施設長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		貫井福祉工房	指定管理										
29	福祉部	大泉福祉作業所	指定管理		全体	大泉福祉作業所施設長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		大泉つつじ荘	指定管理										



平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・通報 その他	利用者	有		実施			実施	図れた	15
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	消火・避難 通報・その他	利用者 その他	有		実施			実施	図れた	16
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者 その他								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合	利用者	有					実施	図れた	17
実施	はい	有	有	地震	総合		無		未実施	有 (実施済)				18
実施	はい	有	有	地震	総合		無							
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	19
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	20
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	21
実施	いいえ	有	無	火災	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	22
実施	はい	有	無	火災	総合		無					実施	図れた	23
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	その他	有					実施	図れた	24
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報	利用者			実施			実施	図れた	25
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・その他	利用者	有							
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	26
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	避難 その他	利用者						実施	図れた	27
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者	有					実施	図れた	28
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	総合・避難 その他	利用者						実施	図れた	29

No.	所管部	施設概要			防火管理者				消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項	
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
30	福祉部	心身障害者福祉センター	直営		全体	心障センター 所長	有		有	有		知って いる	未定
		第三出張所	直営										
		貫井地区区民館	直営										
		貫井地区区民館学童ク ラブ	直営										
31		こども発達支援センター	直営		全体	こども発達支援 センター所長	有		有	有		知って いる	追加した
		文化交流ひろば	直営										
32	健康部	豊玉保健相談所	直営		全体	保健相談所 管理係長	有		有	有		知らない	
		豊玉障害者地域生活 支援センター	指定管理										
		練馬教育相談室	直営										
33		北保健相談所	直営		施設 ごと	保健相談所 管理係長	有		有	有		知って いる	追加した
		北町福祉作業所	指定管理										
34		石神井保健相談所	直営		施設 ごと	保健相談所 管理係長	有		有	有		知って いる	検討中
		石神井障害者地域生 活支援センター	指定管理										
35	都市 整備部	豊玉北六丁目アパート	指定管理		施設 ごと	住宅課長	有		有	有		知って いる	追加した
		豊玉第二保育園	委託(全部)										
36		土支田高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		土支田デイサービスセ ンター	指定管理										
37		豊玉高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		豊玉デイサービスセン ター	指定管理										
38		高松高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		高松デイサービスセン ター	指定管理										
39	教育 振興部	総合教育センター	直営		全体	総合教育 センター 管理係長	有		有	有		知って いる	未定
		高野台敬老館	指定管理										
40		総合教育センター分室 関教育相談室	直営		全体	関教育相談室 室長	有		有	有		知って いる	未定
		関子ども家庭支援セン ター	委託(全部)										
41		南大泉図書館	指定管理	委託 (一部)	全体	図書館長	有	有	有	有	有	知って いる	追加した
		南大泉青少年館	委託(一部)										
42		平和台児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		平和台保育園	委託(全部)										
43	こども 家庭部	栄町児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		栄町敬老館	委託(全部)										
		栄町保育園	直営										
44		石神井児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井敬老館	委託(全部)	直営									
45		北大泉児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		北大泉保育園	直営										

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
未実施								予定有 (実施済)						30
実施	はい	無	有	地震	避難	利用者						実施	図れた	31
実施	はい	無	有	火災	消火・避難 通報		無					実施	図れた	32
実施	はい	有	無	火災・地震	総合		無		実施			実施	図れた	33
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・避難 通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報		有		実施			実施	図れた	34
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	無	有	火災	その他	その他			未実施	有				35
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	はい	有	有	地震・その他	通報・その他	その他			実施			実施	図れた	36
実施	はい	有	有	地震・その他	通報・その他	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合	その他			実施			実施	図れた	37
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・避難 通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	総合	その他			実施			実施	図れた	38
実施	はい	有	有	火災	総合・避難 通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災	消火・避難 通報	利用者						実施	図れた	39
実施	はい	無	有	地震	消火・避難・ 通報	利用者						実施	図れた	40
未実施								実施・ 予定有 (実施済)						41
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	42
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	43
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	避難・その他	利用者		実施				実施	図れた	44
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	45
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								

No.	所管部	施設概要			防火管理者			消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項		
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
46		春日町児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		春日町敬老館	委託(全部)										
47		中村児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		中村敬老館	委託(全部)	直営									
48		南田中児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		南田中敬老館	委託(全部)										
49		北町児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		北町第二保育園	直営			保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
50		東大泉児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		東大泉敬老館	委託(全部)			保育園長	有	有	有	有	有	知って いる	検討中
		東大泉第二保育園	委託(全部)										
51	こども家庭部	石神井台児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井台敬老館	委託(全部)			保育園長	有		有	有		知って いる	検討中
		石神井台保育園	直営										
52		西大泉児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		西大泉敬老館	委託(全部)			保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		西大泉保育園	直営										
53		関町第三保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		関町北学童クラブ	直営										
54		石神井台第二保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井台けやき学童クラブ	直営										
55		早宮保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		早宮さくら学童クラブ	直営										
56		大泉子ども家庭支援センター	委託(全部)		全体	練馬子ども 家庭支援 センター所長	有		有	有		知って いる	未定
		大泉障害者地域生活 支援センター	指定管理										

平成24年度に訓練を実施していない場合、または24年度と25年度で施設の運営形態が違う場合のみ記入している。

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	いいえ	無	有	地震	総合・避難 通報・その他	利用者						未実施	図れなかった	46
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者		実施 ・ 予定有 (実施済)				実施	図れた	47
実施	はい	有	有	火災・地震	消火・避難 通報・その他	利用者						実施	図れた	48
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	49
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	50
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	避難・その他	利用者			実施			実施	図れた	51
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者 その他			実施			実施	図れた	52
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	53
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	54
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	55
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報	利用者	有					実施	図れた	56

平成 25 年度 ( 2013 年度 )  
練馬区監査結果報告集

平成 26 年 7 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局  
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話 03 ( 5984 ) 4729